

農地法第6条の2第1項に規定する報告を要する農地所有適格法人以外の法人等

区 分	農地等を借りられない場合		農地等を借りるための要件（農作業常時従事要件の考慮は不要）			
			①使用貸借による権利又は賃借権の設定であること。			
			②解除条件付きの契約であること。	③地域において適切な役割分担を担うこと。 ④継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。	⑤業務を執行する役員が常時従事すること。	
農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者	第3条第3項本文 （次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項（第2号及び第4号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。）	第3条第2項第2号 （農地所有適格法人以外の法人が権利を取得しようとする場合） 第3条第2項第4号 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合）	× 農地所有適格法人	第3条第3項第1号 （これらの権利を取得しようとする者が・・・農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合には使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。）	第3条第3項第2号 （これらの権利を取得しようとする者が・・・地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。）	第3条第3項第3号 （これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は重要な使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。）
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者 〔農用地利用集積等促進計画〕	第18条第5項第3号本文 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。）		× 農作業常時従事要件	第21条第2項 （本文：機構は、・・・農用地等に係る賃貸借、使用貸借又は農業経営等の委託の解除をすることができる。第1号：当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。）	第18条第5項第3号イ （その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。）	第18条第5項第3号ロ （その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。）
旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者 〔農用地利用集積計画〕	旧第18条第2項第6号 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、・・・）			旧第18条第2項第6号 （・・・その者が・・・農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件）	旧第18条第3項第3号イ ～前項第6号に規定する者である場合（その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。）	旧第18条第3項第3号ロ ～前項第6号に規定する者である場合（その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。）
旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者 〔農用地利用配分計画〕	旧第18条第5項第4号本文 （耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、次に掲げる要件の全てを備えること。）			旧第21条第2項 （本文：機構は、・・・農用地等に係る賃借権又は使用貸借の解除をすることができる。第1号：当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき。）	旧第18条第5項第4号イ （その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。）	旧第18条第5項第4号ロ （その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。）